

20 世紀初頭における韓国の間島進出と中国の対応

寺阪誠記

はじめに

現在、中国吉林省と朝鮮民主主義人民共和国は図們江を国境として接している。図們江を中朝の国境とすることが 1909 年に日本と中国（清朝）との間で締結された「間島協約」によって確定されたことは広く知られるようになっている¹⁾。

そもそも「間島」（以下、カッコを外す）とは現在の延辺朝鮮族自治州と重なる部分の多い、図們江以北一帯を指す。1880 年代、咸鏡北道の凶荒を背景に肥沃な間島への朝鮮人移住者が増加した。清朝はこの送還を図ったが、現地住民の訴えを受けた朝鮮王朝は、両国国境を定めた 1712 年の白頭山（長白山）定界碑には「東為鴨緑，西為土門」とあり、この土門江とは図們江以北にある別の河川であり、したがって図們江以北も朝鮮の領土であると主張した。これにより 1885 年と 1887 年に両国の国境調査と交渉が行われた。これをそれぞれ乙酉勘界、丁亥勘界と呼んでいる。

以上のような背景から、間島を主題とする場合、間島協約が締結された 1909 年の前後と中朝両国間で勘界が行われた 1880 年代という二つの時期を中心に研究がなされてきた。前者の時期を扱ったものとしては林（1960）、野村（1973）、谷川（2000）などがあり、後者の時期を扱ったものには田川（1981）、秋月（1989）が挙げられる。

その一方、両者の狭間となっている 19 世紀末から 20 世紀初頭の時期についての研究は比較的手薄になっており、李（1991）、姜（2000）などの通史的研究でも簡単に触れられる程度である。しかし、この時期こそ日清戦争を経て中国と朝鮮との宗属関係が廃止されたのであり、朝鮮では日露対立を背景としながら君主である高宗の権限拡大や軍制改革による独立の維持と近代化が目指され、中国においても「瓜分」の危機の下、戊戌変法、光緒新政など「上からの近代化」が進められたのであった。両国が近代国民国家形成へと向かう

¹⁾ 1905 年の第二次日韓協約によって、日本は大韓帝国から外交権を奪った。間島協約は韓国の立場を省みず日本が締結したものであり、無効とする説が韓国では強い。

転換期にある中、国境問題も重要な関心事となっていく。それゆえ、この時期の間島をめぐる中朝関係を研究する意義は大きいと考える。

この時期の間島を主題とした数少ない先行研究に秋月（2002）が挙げられる。これは本稿でも扱う呉三甲の上疏や李範允、徐相懋らの越江など、朝鮮側の政治的言説や実際の行動をつぶさに捉えつつ、これらの背景にあった「領域観」を分析したものである。秋月の功績は大きく、本稿も秋月の研究に依拠するところが多々ある。しかしながら秋月の問題意識が「朝鮮側の領域観の変遷を、国際法秩序の受容と適用に焦点を当て」（秋月，2002，p. 126）たものであるため、交渉相手となった中国側の対応についての分析は不十分な面がある。また、この時期には国境問題のみならず移住朝鮮人（越墾韓民）の保護をめぐる両国間に摩擦が発生していたが、秋月論文ではこの点が過小評価されているように思われる。

そこで本稿では国境問題と韓民保護問題との連関に留意しつつ、中国と朝鮮（大韓帝国）との具体的な交渉の経緯を明らかにしたい。

I 韓国による北方国境の再検討

先に述べたように、朝鮮は定界碑の記述を根拠に図們江とは別流の土門江が国境であるとの主張を行っていた。しかし1887年の丁亥勘界においては朝鮮に対する宗主権を強化しつつあった中国の圧力の下、朝鮮側代表の李重夏は図們江を境界とすることに同意させられた。これにより、国境問題の論点は図們江沿岸の茂山以西、上流部分の三つの河流（北方より紅土水、石乙水、紅丹水）のうちどれを図們江の起点とするか、という部分に移った。ここで中国側は最も南にある紅丹水を図們江の源流と主張した。紅丹水を国境とすれば中国側の領土が最大限に広がる一方、朝鮮領土はその分縮小することになる。これに対し、李重夏は「吾頭は断ずべし、国境は縮む可からず」と反発し、会談を打ち切ったため、丁亥勘界は決裂した。その後、中国・朝鮮ともに、改めて勘界を開催するに至らず、この問題は未解決のままとなっていた²⁾。

しかしながら日清戦争を経て、中朝関係の再編が進められる時期になると朝鮮側の領土的関心も高まることとなった。1897年に国号が大韓帝国と改められ（以下、韓国、韓と略称する）、高宗の大韓帝国皇帝への即位が行われた。ここには国家を帝国とし、皇帝号を用いることで、中韓の宗属関係を否定し、両国が同格であることをアピールする意図があった。次いで1899年には清韓条約が締結され、国際条約にのっとった近代的な二国間関係が成立することになる。

さらに日清戦争以前より、図們江や鴨緑江を渡って韓国側の集落を襲撃する匪賊が多数出没しており、韓国から取り締まりの要請がたびたび袁世凱宛てに出されていた（『旧韓国

²⁾ 丁亥勘界については篠田（1938）第15章に詳しい。また李（1991）pp. 21-26が簡潔に論じている。

外交文書』(以下『旧韓国』と略す) 第9巻, p. 103, p. 179, p. 199)。治安の悪さは日清戦争後も変わらず、こうした匪賊の襲撃多発も韓国側の北方国境とその防備の必要性を考えさせたものと思われる。

こうした状況のもと、1898年、咸鏡北道鐘城に居住する前五衛将呉三甲らが上疏を提出し、そこで中韓の国境画定に関する意見を具申している。この上疏はほどなく『皇城新聞』に転載されたが、上疏が新聞に掲載されるという事態は「もはや国境は国家だけの問題ではなく、増え続ける読者大衆の関心事となった」(シュミット, 2007, p. 180) ことを反映していた。

上疏の中で、呉三甲は高麗の尹瓘の事績から説き起こし、豆満江(図們江)以北の地域と韓国との縁故を強調し、その土地が韓国領土である正当性の根拠の一つとしている。しかし、彼が問題の最重要点だと見なしていたのはやはり、1712年(康熙51年)に設置された白頭山定界碑の存在であった。彼によれば「蓋し白頭山に大沢があり、沢辺に定界碑があり、碑下に分水嶺あり。上石で堆を列し、樹木で柵を成す。これは分界の明驗なり」。さらに、このほか、東北三舎地に発する分界江が土門江に至り、下半嶺が分水嶺となっている地を「辺裏辺外」と呼称していること、開市の際には朝鮮・鐘城から図們江を越えて九十里入った李加土まで朝鮮側が輸送を担当したことも、図們江を越えた地域が韓国側に属すことの証拠であると呉三甲は主張している。したがって、先の勘界において清朝の秦煥、賈元桂が土門江イコール豆満江であるとしたうえで、それを清韓国境としたのは強制的なものであり、不当であるとする。また、分界江³⁾から豆満江の間、間島という名の地は内地人が「韓界」と認め、数万戸の入居があるが、今は清人の圧制を受けている。「堂々たる大韓土地と人民」が他国に付与されることは嘆くべきことである。近く駐清公使を派遣するというが、これを千載の一機会として、この土地に関する条約と章程を明らかに定めれば、国家と人民の万幸である、というのが呉三甲の上疏の要点である(『皇城新聞』光武2年10月20日別報)。そして批旨が下され、政府がこの問題に対処することとなった。

翌年春、内部大臣李乾夏は咸北觀察府觀察使李鐘觀に訓令し、慶源郡守朴逸憲を査界派員とし、觀察府主事金応龍とともに分界江や白頭山付近を調査させている。彼らはまず分界江の源流を突き止めることにした。結果、明らかになったのは、分界江が下半嶺に発源しており、「確非原定界源土門之下流也」ということであった。そこで彼らは行き先を変え、白頭山方面に向かうことにした。困難の末、白頭山分水嶺に到着すると、そこに石碑を発見した。5月15日に觀察府に対して行われた報告は次の通り。碑の東西に分水溝壑(谷川)があり、ちょうど八の字の形に流れていた。指南針で方位を確認すれば西に流れるものが鴨緑江、東に流れるものが土門江であることに間違いなかった。石碑は豆満上流から90里も離れており、そもそも土門の水源とは近接していない。よって豆満江を指して土門江

³⁾ ここでいう分界江は海蘭江を指すと思われる。秋月(2002), p. 131 参照。

であると言うことはできない。石碑から東に流れる溝を下ると石堆が築いてあり、さらに二十里行くと大角峰があり、そこから山形になった土堆が東に 70 里続き、その数は 180 余り。その間、土壁が門の様になっている場所が数十里あり、これによって土門の名がある。そして報告は、これが万古不易の境界であり、このように的確なのにどうして土門の真源を捨て、下半嶺に発源する水（分界江）に論を止める必要があるかと進言している（『北輿要選』查界公文攷）。

さらに彼らが土門江の下流を探索した結果、それが松花江に流入して黒竜江に至り、さらに海に出ることがわかった。彼らは、土門江の上源から黒竜江下流の海に至るまでが元々の国境だったはずであり、韓国が辺境の混乱を恐れて流民を厳禁したため、この地が無人地帯となったとし、それを清国が先占したうえ、ロシアに割譲したことに不満の意を示す。さらには、関係各国（韓国、清国、ロシア）がそれぞれ委員を派遣して、「各国通行之法令」を援照して、公平に妥結し、境界を明らかにすることを提言する。それが自国の辺民の安全のみならず、三国の友好、「亜洲東隅之一大幸」となると言うのである（同上、また篠田治策，1938，p. 231 を参照）。

吉林・黒竜江二省の東部、さらに沿海州をも元来韓国領土であったとする大胆な見解に加え、韓清露三国間の交渉によって公平に解決することが三国の友好につながるという樂觀主義がうかがえる。

さすがにこの提言は韓国政府にも受け入れられなかったのだろうか、その後の清韓の交渉の中で提言に基づく韓国側の主張はなされなかったようである。しかし、北方国境の再検討によって、韓国は再び「豆満と土門は別流」（本稿では「二江説」と呼ぶことにする）であるという認識を改めて強固にした。これは中国との間に摩擦を生じさせるものであった。丁亥勘界は決裂という結果に終わっていたが、後述するように中国側では上流部分を除き図們江が両国国境として画定されているという認識の下、行政の実施が進められていたからである。

II 韓国官員越江の開始

義和団事件をきっかけに中国東北地方に大軍を送ったロシアは事件後も撤退せず、鴨緑江まで兵を進めた。清朝の東三省における統治能力が相対的に低下したこの時期、韓国が積極的に図們江対岸への進出を開始する。

1901 年 5 月 20 日（陰曆）、和龍峪撫墾局⁴⁾を韓国総巡安寿益・金致雲ら 6 名が帯刀して

⁴⁾ 撫墾局は 1894 年（光緒 20）年に設置された行政機関である。越墾韓民の居住する地区を四大堡に分け、堡の下には社を置いた。その上で墾民の戸籍を編成し、土地調査を行い、税金を課した。呉祿貞『延吉辺務報告』第二章参照。

訪問した。彼らは撫墾局委員葉含芳に対し、韓国警務官⁵⁾の命であるとして図們江を越えて土地を巡查し、百姓を管理するとの主張を行った。葉は越墾民が「我が政教に服すること多年」であり、華民と混住していることを理由に反駁し、警務官に伝言するよう総巡を対岸の鐘城に帰した。しかし、22日には韓国警務官李敬順が数十名を連れて来局し、越墾民撫綏の王命を奉じていると主張。葉が中韓の境界は図們江であり、それぞれがそれぞれの土地を管理すべきだと反論すると、李はそのまま帰ったという。その後、葉が李を訪ねると、李は韓国の王論と康熙51年の分界地図を取り出し、「土門江」が中韓境界であることを主張した。ところが葉は、韓国側が中韓国境は「図們江」ではなく「土門江」であると主張することの意味が理解できなかったようで⁶⁾、「貴国王論は……中国の地に越墾した民の管理を命じたものにあらず」と反論し、その場を辞した。しかし中国側の反発に関わらず、李はたびたび源渠河にあるロシアのコミサール（弁務官）処をも訪ね、中国が越墾韓民を管理するべきではない旨を述べていたという。そこで陰暦6月初9日、葉もコミサールを訪ね、中国側の立場を説明した。しかし、18日に回局してみると、ロシア人が300人の兵を率いて「招越兩墾」⁷⁾を調査しているとの知らせを受けた。23日、葉が向かうところには李敬順がおり、韓民100~200名が帯同していた。翌日、李らがやって来て「越墾一帯の地方は均しく韓民に属している。もし韓国に管理されないのであれば、翌日でも開戦したい。（韓民の管理は）勝者に帰す」と直言したという。さらに李によれば、中国に匪賊が出現した場合、過江し逮捕することを「駐韓徐大臣」⁸⁾が許可したという。葉は酒席を設けて話し合うことにしたが、李は20人の巡兵を率い、ロシア人とともにやって来た。ロシア人のとりなしで酒席の間は問題について話し合われなかったが、酒席が終わると李はまたも韓民管理を要求し、さもなければ中韓が一ヶ月毎に管理すること求め、葉に迫った。葉が再び中韓の境界は図們江であると反駁すると、李は抜刀して襲い掛かったという。葉は危うく難を逃れた（『清季中日韓関係史料』（以下、『中日韓』と略す）第8巻、pp. 5427-5429）。

⁵⁾ 咸鏡北道辺界警務署は1901年2月16日の勅令第5号に基づいて設置された（『高宗実録』光武5年2月16日）。設置の背景にはやはりロシアの東北占領にともなう治安の悪化があった。詳しくは秋月（2002）、pp. 134-135 参照。また篠田（1938）、pp. 232-233。

⁶⁾ 葉は報告の中で、これ以降、「土門江」の文字を使っているが、その意味するところは図們江である。すなわち「土門江は図們（豆満）とは別流」という韓国側の主張を理解していなかったのである。

⁷⁾ 招墾地と越墾地を指す。1880年「移民実辺」政策の一環として、関内からの移民を管理するため招墾局が設置された（呉祿貞、第二章）。

⁸⁾ 徐寿朋を指す。中韓条約締結時に全権であり、この事件の当時は出使大臣（公使）であった。ただし、徐が李の言うような許可を下したかどうかは不明。後任の許台身は李敬順が偽称したものと見なしている（『中日韓』第8巻、p. 5433）

中国側の報告であることを割り引いても李の言動はきわめて強硬である。韓国政府がこのような活動を公認したものなのか否かは不明であるが、「二江説」に基づいて、越墾地と越墾韓民とを韓国の統治下に引き入れようと積極的に動き始めたことは間違いない。また、ロシアとの関係も注目される。葉の報告からも李敬順がロシア人と密接に連絡をとっていたことを知ることができるが、このほか「清人葉含芬が吉林に派遣され、多民を侵虐し……（韓国の）警察がいまだ進入していないので、略奪はますます猖獗、情況がまさに塗炭にあったところ、ロシア兵一隊が西辺に到来した。警察官李敬舜が前往接見し、戡匪安民の意を伝えたところ、ロシア官員が偕行を願ったので、西辺の民情を査察するため、茂山対岸へと至った」という新聞記事もこの時期に見られる（『皇城新聞』光武5年9月24日雑報。記事中、「葉含芬」は葉含芳、「李敬舜」は李敬順の誤記と思われる）。このように清の官憲が越墾した韓民を虐待しているという認識を持っていた現地の韓国官員は、ロシアと協力関係を形成することで、中国に対抗しようとしていたものと思われる。

葉から報告を受けた吉林将軍は李敬順の行動を非難し、清韓条約第12款——その内容は「兩國陸路交界処所、辺民向來互市、此次応於訂約後、重訂陸路通商章程税則。辺民已経越墾者、聽其安業、俾保性命財産、以後如有潜越過江、彼此禁止、以免滋生事端」、すなわち、すでに越墾した者の安業と財産の保護を保障したうえで、以後の越江を互いに禁止、問題の発生を防止しようとしたものである——に基づいて、韓国政府に李敬順の行動の禁止を求めた（『中日韓』第8巻、p. 5429）。出使大臣許台身は9月11日に吉林からの来文を受け、韓国外部に照会している。その中で、「中韓兩國の和好はすでに200余年、從來から土門江を境界としている」と述べ⁹⁾、今回の事件は境界官の意気が激したことによって発生したもので、兩國朝廷の隣交を輯睦するという意に反するものだとしている。そして、陸路通商が未定な現時点ではそれぞれが疆界を守ることが第一義であり、事があれば平和的に処理するべきだとした。そのうえで李敬順らを境界から遠ざけるように求めている（『中日韓』第8巻、p. 5433）。「兩國和好が200余年」というのは、丙子の戦い（1636年）に敗れた朝鮮王朝が清朝に服属するようになって以来を指すのであろう。このような中朝関係が「和好」の歴史だったか否かは論議を呼ぶところであろうが、許台身としては事態をできるだけ平和裡に收拾したいという思いがあったのだろう。中国は辺境で騒乱が発生することを恐れていた。

この照会は9月中旬までに韓国外部に宛てて出されたと考えられるが、10月初旬になっても韓国側から回答はなかった（『中日韓』第8巻、p. 5427）。

1902年初、李敬順が兵を率いて越江し、またも越墾民の管理を要求したうえで、南崗居民の孔継昌が銃撃され死亡するという事件が発生したことが吉林から許台身に伝えられた。さらに盛京将軍からも鴨緑江対岸の懷仁地方において、韓兵が越界して住民を襲撃した事

⁹⁾ ここにおける「土門江」も註6同様、図們江を指す。

件の報告を受けている。許は吉林盛京の両省は江によって境界を画定したものと主張し、それぞれ約束を守り、兵民を安んずるべきとして、李敬順の行動、特に銃器の使用を非難し、韓国政府に李の解職と召還を求めている（『旧韓国』第9巻，pp. 527-528）。

これに対応して韓国政府は元帥府による調査を行わせた。元帥府は「我が兵が越江して騒擾を起こしたことが事実であれば、まことに驚くべき、嘆かわしいことだ」として、西北各隊に調査を厳しく行うように訓令したという。韓国外部大臣朴齊純はこうした事実を伝えたと、両国境界が近接しているために盛京・吉林から「匪類」が越江し事起こすので韓国兵民が防御を講じているが、銃撃をしないで反撃するのは難しいとし、辺境の安全のためには両国が剿匪戡兵の策を講究し、処理することを求めている。辺境の安全について「本政府がその責を独り任ずることはできない」ということであつた（『旧韓国』第9巻，pp. 530-531）。韓国からの照会における「境界」とは国境地帯を曖昧に指すもので、図們江一帯も含んでいると見られる。ただし、韓国がどこを国境線と見なしているかという明確な主張は中国に宛てた照会には表れていない。

中国側から韓国への匪賊の侵入については、許台身も「韓人が越畔して騒ぎを起こすのでなければ、すなわち華人が過江して事を生じるものです」、「このような事が無い月はありません」と本国へ報告している。事実、1900年には団練の孫良翰が略奪目的で通化県対岸の厚昌郡に侵入した際、韓兵に殺害されるという事件も起こっていた。許台身はこのような事態を終息させる手段の一つとして韓国との陸路章程の締結を挙げていた。（『中日韓』第8巻，pp. 5448-5440）。しかし、そのための交渉はその後やすやすと展開されることはなかった¹⁰⁾。

中国側の抗議の後も韓兵が図們、鴨緑を越江する暴行事件が続発し、中国側は韓国政府に抗議を行っている（『旧韓国』第9巻，p. 542，p. 545）。他方、同時期には通化県の華民が匪賊の襲撃から避難するため、鴨緑江対岸の慈城郡に至ったところ、郡守朴恒栄から手厚い保護を受けるということもあつた。感激した華民は朴のために立碑してその徳を讃えたという、許台身も朴の「一視同仁」の行動について、韓国政府に感謝の意を表明している（『旧韓国』第9巻，p. 533）。

いずれにしろ、匪賊の出没や韓兵の武力の使用をともなつた越江事件がたびたび発生したことは確かであろう。匪賊の発生は図們江、および鴨緑江沿岸地域において中国の統治能力が不十分であつたことに起因するといえる。そうした不安な情勢を韓国側は越墾韓民管理の要求を行うことの根拠の一つとしていたが、韓国が官吏や兵士を派遣することが中国との摩擦を増し、さらに辺境の治安を悪化させる結果を招くこととなつた。

¹⁰⁾ なお、許台身の報告によれば、中韓陸路章程について駐韓ロシア公使が両国に「私擬陸章六條」なるものを提示したという。ロシアは中韓を仲介することによって、露韓境界に設置する電線の土地を韓国に求めようとしたらしいが、韓国側はロシアの仲介を望まなかつた。

それでも韓国が積極的に辺境に官吏や兵士を派駐させたのは、根本的に中国の越墾韓民に対する支配の正当性を認めていないからであった。そして、それは「二江説」に基づいて、間島を自国の領土と認識していたということだけが原因ではなかった。それを以下に見ていこう。

Ⅲ 李範允、徐相懋の越江

1902年になると、韓国では匪賊のみならず、清朝官吏が越墾韓民を圧迫しているという認識が広がっていた。先に引いた『皇城新聞』記事においても、葉含芳が「侵虐多民」していたことに触れているが、そうした虐待の中で具体的なものとして、韓国側が問題視したのは中国官憲が韓民に対して行う薙髮易服¹¹⁾であった。中国側は越墾韓民が薙髮易服することで清朝に「帰化」したものと見なしていた。

こうした中国の政策に対して韓国側は反発していた。咸北辺界交界官¹²⁾ 蔡賢植の報告によれば、「琿春副統領」（副都統の誤りか）が越界移住した韓民を一律薙髮易服させていたという。蔡は、「易地思之」してみれば外国人の韓国に来留するものに「大韓衣服」を強迫することは初めから無い、として不当性を指摘している。（『皇城新聞』光武6年7月8日雑報）。

「越界移住」および「易地思之」といった言葉遣いから明らかなように、ここでは間島の帰属問題とは別の次元で問題が取り上げられている。すなわち、中国の領土に居住している韓民であっても薙髮易服が強制されるならば、それは清官による虐待に当たり、本国による保護が必要というのが韓国側の認識であった。

蔡の報告は遅くとも6月初旬には韓国政府に伝えられたと思われ、6月6日に外部が許台身に照会を出している。そこでは韓国の立場が踏み込んで表明される（『旧韓国』第9巻，p. 560）。

咸鏡北道交界官蔡賢植が電報で伝えたところによると、琿春副都統からの照会に「越墾韓民を庚寅年（1890年）の例に照らして一律に薙髮して、辺界を明らかにし、査察に都合

¹¹⁾ 越墾韓民の衣服と髪型を清人ふうのそれに変えさせること。1881年、吉林將軍銘安が越江韓民を一律に編籍することを上奏し、翌年勅諭が下された。そこには「年限を設けて我が冠服に易えること」との条件が付されていた。これが本格化したのは1890年からで、吉林將軍長順が土地を所有する韓民に執照を交付したが、そこには「韓民の去ることを願う者はその便を許し、留まることを願うものは薙髮易服し、華人と一律に編籍し、氓と為す」と記されていた（呉祿貞，1908，第4章）。すなわち、韓民が土地を所有するならば中国に「帰化」するしかなかったのである。

¹²⁾ 交界官は中国側と交渉の任に当たる役職だが、実は警務官と兼任している（篠田，1938，pp. 232-233）。李敬順が召還されたため、その後任として蔡が任命されたものと思われる。

良くする。人民に告示する」とあり、返信の照会で弁論を行った、と。韓清条約第 12 款によれば、辺民のすでに越墾した者はその安業を許し、生命財産を保護するとあります。両国官吏がどのように人民に待遇するべきか、このたびの揮春衙門からの来文に「一律薙髪し、査察に都合良くする」などとあるのが事実であれば、まことに不可解です。韓国人民が越江墾耕しているのは一時僑寓の計に過ぎません。衣冠器用はなお本国の儀度を留めているのに、一朝にしてその習慣を改めさせ、その風俗を捨てさせてしまえば、民意は散ってしまい、收拾がつかなくなるでしょう。

韓国政府の立場は、越墾韓民は「一時僑寓」しているに過ぎず、それに対して一律に薙髪易服を強制することは清韓条約第 12 款、すなわち「辺民已經越墾者、聽其安業、俾保性命財産」に反するものであるというものであった。中国側が第 12 款の特に後段、「以後如有潜越過江、彼此禁止、以免滋生事端」を強調して、李敬順の行動について韓国に抗議したことと対照的である。

さて、韓国政府の抗議に対し、許台身は当初、吉林から回答を得ていないとしながらも、おそらくは自ら入籍を願ったもので、決して強制ではないと答えている（『旧韓国』第 9 卷, pp. 562-563 および pp. 571-572）。以下に引く、正式な回答は 10 月 28 日になってからであった（『旧韓国』第 9 卷, p. 588）。

吉林からの報告によりますと、この種の流民は越墾して多年になり、すでに久しく薙髪し、編籍され、糧を受けております。なかには仕官し昇進した者もおります。近年吉省は事が多く、これらの民のなかに再び蓄髪した者がおり、それらを薙髪させ、査察に都合良くしたもので、決していまだ薙髪していない者に一律に薙髪を命じたものではありません。これらの民は従前すでに薙髪隸籍を願い出て何年にもなった者で、習慣についていざごはなく、少しも強制したものでないことがわかります。このたび薙髪させるのはすでに薙髪していながらまた蓄髪した者について言ったもので、本来安業させるためでした。

上記の交渉から、韓国側は中国による一律の薙髪易服によって「すでに越墾した辺民」の利益が侵されていると認識し、中国側は薙髪易服、すなわち清朝に「帰化」した越墾韓民のみに安業と生命財産とを保障しようとしたことが見て取れる。両国の越墾韓民に対する認識と、それがもたらす彼らへの対応策が激しくすれ違っており、それが摩擦を強めていたことがわかる。

ところで、蔡賢植の報告や韓国外部の照会に見られる認識に基づけば、領土帰属問題とは別に、独立して越墾韓民の待遇問題が存在することになる。中国領土とはっきり認められる地域においても越墾韓民が居住しているのであれば、韓国としては座視できないので

あった。実際、図們江北岸とは違い、従来領土の帰属が争われることはなかった鴨緑江対岸においても、越墾韓民を巡って問題が発生していた。

1901年に「江界対岸寓民」金教民ら90余名が韓国内部および外部に請願を行っている。彼らが北清に逃れた後、劉單子¹³⁾の徒がさらに猖獗し、安堵を求めようにも外には無頼漢の侵凌がますます激しくなり、内には(中国)巡検兵丁の侵害が耐え難い、と住民の窮状を訴える。そのうえで、各国通商の例に本国民が他界に流在すれば本国より領事事務などの官を設けて極力保護するのが公法の所在であると述べ、事務官を江北(鴨緑江以北)に特設することを請願している(『皇城新聞』光武5年9月14日)。金教民らの自己認識は明らかだったようである。すなわち、「他界に流在」する「寓民」ということである。彼らは自分たちの居住地が中国領土であることは認めていたが、生命財産の保護者として頼りにしたのは韓国であった。そこで国際法に基づく、領事の設置という形で本国の庇護を求めたのであった。

一方、同時期に韓国政府内にも越墾韓民保護論が台頭していた。議政府議政尹容善は次のように上疏した(『高宗実録』光武5年10月10日)。

私が聞くところによりますと、西北両界の民で越辺居留している者が幾万戸になるといいます。その原因は長吏の貪暴が民を離散させたものです。しかしながら彼らは皆、我が先王500年の恩沢中の物であります。辺外にあるといえども皆、故国を思い、朝廷の撫顧をこいねがっております。江北の民には保護官の設置の意があり、政府に訴えております。その意は褒めるべきであり、また哀れむべきものです。幸いにもその願いによって、官員を西北に設置し、もって民を管理し、これをして編籍鎮撫することを伏して願います。

金教民らが公法に基づいて領事による保護を求めたのに対し、尹容善のいう「保護官」という役職がいかなるものか、上疏からは性格がわかりにくい。結果的に言えば、派遣されたのは外交官たる領事ではなく、内部に所属する官吏であった。

図們江の北側に派遣されたのは「間島視察使」の肩書きを与えられた李範允であった。李への辞令書には「吉林西歩土們豆満以北寄寓人民ヲ巡察撫諭シ戸数人口ヲ昭詳調査シ就中年八十以上ニ達シ恩資ニ応スル有格者ヲ録記シ以テ朝家綏遠ノ意ヲ示ス」と記されている(『朝鮮統治資料』第1巻, p. 536)。土門と豆満を並べ、はっきりと「二江説」に立ちながら、韓国側の認識する国境である土門江以北の越墾韓民をも視察の対象としていることがわかる。李は1902年5月21日に勅命を奉じて、6月22日に間島入りした。このことは韓国政府から駐韓公使である許台身には通知されず、現地の琿春衙門と和龍峪督理葉含芳に

¹³⁾ 馬賊の頭目の一人。

のみ李本人から伝えられたものと思われる。彼の報告によれば、人民を周察撫諭したところ悦服しないものはいなかったという。李によれば、督理葉含芳は匪賊同様であり、館兵を設けると言っでは住民から無理に収税し、また薙髮易服を強制するなど韓民を虐待する存在であった。李が間島の治安状況を住民に聞いたところ、鐘城鎮隊が設置された当初¹⁴⁾は鎮隊を恐れて清匪は活動を潜めたが、警務署が設置されると巡検が清匪を恐れて江を渡りえず、また鎮隊と韓民保護の職責を譲り合っているということであった（『朝鮮統治史料』第1巻, pp. 530-531, 光武6年7月4日付報告）。

先に見たように、韓国警務官や兵士がたびたび越江したことに対して中国側はその都度抗議している。しかし、越墾した住民の立場からすれば、それでも韓国による住民保護政策としては不十分だったのかもしれない。あるいは、この報告には李の誇張が含まれている可能性もある。李はたびたび韓国政府に軍事的なバックアップの必要性を訴えていた。別の報告では、李が境界警務官に質したところ、巡検が徒手で越江したところで保護は不可能と回答され、また鎮隊と協議した際には「上部」（元帥府のことか？）の訓令がないゆえ動けない、と言われたという。李は「軍警ノ両官互ニ相越視スルヲ以テ島民塗炭全ク魚肉ニ至ル寒心セサルヘケンヤ」との感想を抱いた（『朝鮮統治史料』第1巻, pp. 531-532, 日付は不明）。李は軍隊さえ派遣されれば、その抑止力によって「一丸ヲ費サス一刃ヲ染メスシテ」清匪を撃退できるとして、内部への報告をさらに元帥府に移照して、保護兵を率いることの許可を得るように求めている。また彼は同時に、李の間島駐在について清国公使館に通知し、信頼できる文憑を送付してもらったうえで公然と活動できるようにし、清官による視察の妨害を防ごうとしていた。

しかし、李の要求に対して元帥府は派兵を認可しなかった（『朝鮮統治史料』第1巻, p. 536, 光武6年8月の内部からの訓令）。このことで李は後に見るように独自に私兵を組織することを決意した。また清国公使から文憑を受ける件については、韓国外部は許台身に、越墾民安撫のため李範允を派遣したことを通知し、公文を送ってもらえるように頼んでいる（『旧韓国』第9巻, pp. 572-573）。しかし、許は中国側が李範允の行動を阻止するのは当然であると主張し、韓国側の官員がたびたび越江し事件を起こすうえ、陸路章程は未定であるから、それぞれが境界を守ることが当然だと答えた。また現地は通商口岸ではなく、たまに官員の往来があれば中韓の交誼は最も篤いので礼遇するが、決して領事章程に照らすことはできないと、強硬に韓国の独断専行に抗議している（『旧韓国』第9巻, p. 573）。

他方、鴨緑江以北では金教民らの求めに応じて、韓国政府が徐相懋を鴨緑江に派遣し、韓民保護に当たらせていた。その際も中国側への通告は行われなかった¹⁵⁾。徐が越墾韓民を管理していることが中国側に明らかになったのは意外な事態からであった。1902年

¹⁴⁾ 鐘城鎮衛隊は1900年に設置されている（『高宗実録』光武4年6月30日）。また秋月（2002）pp. 133-134参照。

陰暦8月初2日、境界偵探官として厚昌郡対岸八道洞で流寓韓民の状況を調査していた徐相懋と、その従者となっていた金教民ら15人が清の匪賊に拉致されるという事件が発生した。韓国外部は許台身を通じて、中国側に徐らの救出を要請した(『旧韓国』第9巻, p. 583)。許台身は事件を奉天將軍に通知したが、韓国の照会の指す「八道洞」が自国の八道溝のことだとわかり、韓国官兵の越界が多々あることによって、ついにこのような事件が起こったと指摘し、以後越江することがないように強く求めている(『旧韓国』第9巻, p. 584)。結局、1903年陰暦2月末になってようやく徐相懋の救出に成功したが、その際、徐の任務が偵探だけではなく、八道溝において「勘地築城」しようとしていたことが明らかになった。さらに徐の正式な肩書きが「韓国勅諭官管理辺民事務」であることも判明した、これに対し、許台身は当初の照会において称されていた「偵探官」と大きく異なること、徐の職務が中国側の許可を経ないばかりか、派遣の通知すらされなかったことを厳しく批判している。また境界が商埠地と異なり、陸路通章も未定であるため、徐の即時召還とともに境界を如何に処理するかについて交渉を行うことを要求した(『旧韓国』第9巻, p. 621)。

このように、李範允や徐相懋らによる越墾韓民の管理に対して、中国側は厳重な注意を行った。しかし、韓国側の対応は形式的なものにとどまっていた。

1902年10月、清朝では吉林將軍の報告と要請を受けた軍機処が、吉林の広さに比して行政機関が不備であることを認め、琿春付近の延吉崗に庁の増設を求める奏請を出し、これが裁可された。これによって図們江北側にはじめて民政機関が置かれた(正式な開庁は翌年3月)。こうした変化は越墾韓民の増加や彼らの華民との雑居により、現地における事務が煩雑になってきていたことを反映していた(吳祿貞, 1908, 第二章)。また同じ頃、鴨綠江北側では従来の区画を変更し、通化県、懷仁県に加え、臨江と輯安の二県を設置し、ここに巡捕隊歩隊を派駐させた(『旧韓国』第9巻, p. 592)。中国側としては行政を充実して、これまで押し込まれがちであった韓国の進出に対応しようとしたのであろう。しかしながら、こうした対応も即座に効果を発揮するものではなく、その後も韓国に対して中国側ができたことは許台身を通じて事後的に抗議することのみであった(篠田, 1938, p. 234)。

IV 韓兵の騷擾から勘界交渉の再提起へ

元帥府に出兵要請を断られた後も李範允は軍事力の必要性を確信していた。そこで、単独で兵士を募集し、私砲隊を組織することにした。その費用は韓民から収税してこれに当てた。李範允が間島入りしたのち、版籍に入ったものは2万7400戸、男女10余万人に達したという(『朝鮮統治史料』第1巻, p. 528)。また、1903年5月までに越墾韓民の土地家屋

¹⁵⁾ なお、徐は1899年ごろにはすでに鴨綠江対岸に居住する韓民の保護に当たっていたという資料もある。秋月(2002), p. 132 参照。

などを調査し、途中経過として登記簿 52 冊にまとめた。それによれば「各項不動産価金合計 364 万 7496 元 34 銭 4 分」となっている（『朝鮮統治史料』第 1 巻, p. 534, 光武 7 年 5 月 26 日付報告）。私砲隊の運営資金に当てられたという税金の徴収もこうした各種の調査に依拠して行われたのであろう。

時期は不明であるが¹⁶⁾、中国地方官の抗議とそれに対する李範允の回答文書が残されている（『朝鮮統治史料』第 1 巻, pp. 528-530）。中国地方官は清韓条約第 12 款を根拠に中国が越墾韓民の保護をすべきであると主張し、兵を率いての越江、墾民の弾圧、民糧の強制買収など李範允の行動が両国官民を失和させたと批判した。これに対して李範允は白頭山定界碑を引き合いに出し、図們江ではなく土門江が清韓国境であることを述べ、中国が土門と図們を混同していると指摘している。

先に見たように、19 世紀末には韓国は定界碑を調査し、国境問題の再検討を始めていた。また、警務官李敬順は葉含芳に対し、韓国が土門以南居住の韓民を管理することを強硬に主張したが、葉含芳（および許台身）は土門江と図們江は同じ川を指すと思込んでおり、韓国側の意図が理解できていなかった。その後の外交交渉のなかでも、韓国外部が土門江を国境と明示的に説明したこともなかった。外交交渉の場で取り沙汰されたのは薙髮易服の強制など、韓民保護の問題であり、領土問題ではなかった。李範允が中国官員に対し、「二江説」の説明を行ったのは一つの転機であったと言えるかもしれない。

李はさらに続けて、韓清条約第 12 款にはもとより中国が韓民を保護するとの文言はないうえ、自国民を自国が保護するのは万国公法の通例であり、中国が韓民を保護することの方が違約であると非難している。李による国際法の解釈の当否はさておき、これは土門江以北の越墾韓民の管理も韓国が行うということであり、領土問題とは独立した主張である。続けて李は兵を率いたのは匪賊を弾圧するためであり、民糧は正規の売買であったと中国側の抗議に反論している。李にとっては中国側が薙髮の強制をはじめ、地租のほか、家畜に対する税など様々な名目で韓民から税金や罰金を徴収していることなどが虐待というべきものであった（李はこれら税金・罰金の総額まで詳しく挙げている）。また次の部分も興味深い。「現今列強がそれぞれ立ち、それぞれ国号の上に大の字を書くことは天下の公議です。しかし、貴照会には堂々たる大韓の国号の上に独り大の字を書いておりません。大いに怪しむところです」。日清戦争以後、中韓の宗属関係が清算されたことがきっかけとなって、李は韓国官僚としての自信と中国への反発とを感じていたのだろう。

さて 1903 年になると、許台身もすでに韓国の領土に対する強力な関心に気がつき始めた。許を訪ねてくる日英の公使が何かと吉林の「見多」地方情勢について聞いてくるのがきっかけであった。「見多」が間島の音訳であることは許にも見当がついた。許はこの

¹⁶⁾ 1903 年陰暦 8 月ではないかと思われる。『中日韓』第 9 巻, p. 5948 の延吉知府陳作彦が当時受けたとされる照会と内容的に同一。

年2-3月に間島韓民が韓官の保護を求めているとの説を伝聞しており、また吉林からの報告では韓人が図們以北の南崗に設官しようとしていることを知った。さらに韓国政府が金奎宏の奏請を受け、李範允を保護官として北間島に派遣するという情報も入手した。ここにおいて許は韓国に先んじることの重要性を痛感した。許が見るに「韓国は昔日とは比べ物にならない」存在であった。境界交渉が日々発生するのは全て当事者が先制を争い、人に弱みを見せないようにしているからである。韓国に先んじて処理することと、事後に筆墨をたのんで弁論することでは難易に雲泥の差があると、許には思われた(『中日韓』第8巻, p. 5691)。

その後も許台身は間島に関する情報を収集している。日英の公使も間島に注意するよう許に進言した。それというのも将来、中韓の紛争になる可能性があり、そうなればロシアが漁夫の利を得るであろうことが予測されたからである。許の調査の結果、間島が図們江下流を指し、中国で南崗と呼ぶ地方と同一の地を指すことが明らかになった。改めて、許は韓国が間島経営の意志を蓄えていることを知り、防御の必要性を悟った(『中日韓』pp. 5691-5692)。

さて、韓国では内部大臣金奎宏の奏請に基づき、李範允が保護官として間島に派遣されることが認可されたが、このことは外部を通じて陰暦7月13日(陽暦9月4日)に許台身に照会があった。この照会では「北辺墾土はもともと韓清の交界であり、住民は居らず、久しく閒曠となっていた」とされた。この数十年に朝鮮半島からの移住者が増えたものの、官員を派遣して産業を保護することはなおできていなかった。そこで李範允に視察させ、皇化を宣布したのであった。李範允の視察報告によれば、間島に移住した者はすでに数万戸十万余人に達するのに、韓国官吏によって管轄されておらず、清官に酷く虐待されている。移住者がこれほど多いのに、依頼するところがなく、清官に凌辱されるに任せているのは綏遠の道において極めて疎かであり、まず保護官を特置しないわけにはいかない、というのが韓国側の論理であった(『旧韓国』第9巻, p. 639)。

清国に通知された照会は以上の通りであったが、本来の金奎宏の奏請にはこの照会には含まれない内容もあった。すなわち、以下の部分である(『高宗実録』光武7年8月11日)。

疆界についてこれを論じれば、分水嶺定界碑以下、土門江以南の区域はもとより我が国の界限と確定し、税率を定めるべきです。そうすれば数百年の間曠がにわかに妥定され、領土が拡大するようなものです。

そして、これに「まず保護官を特置しないわけにはいかない」という文言が続く。「越墾韓民の保護」という従来どおりの官員越江の名分だけではなく、保護官を置き、墾民を韓国の統治下におくことで、中国との領土画定のうえで先手をとることができるという考えがあったことが見て取れる。そして、外部から許台身への照会において、この部分が伝え

られなかったことは韓国側が中国に先んじて既成事実を作り上げようとしたこと、直接的に領土問題を提起しないことで中国側を刺激しないようにしたこと、といった理由が考えられる。

一方、先に見たように許台身は韓国の間島に対する関心に気がつき始めていた。また従来から中国側は清韓条約第 12 款に基づき、韓国官員の越江についてたびたび抗議を行っていた。いずれにしても中国側が韓国の言い分を受け入れることはできなかった。

韓国外部からの照会を受けた許台身は第 12 款を再び引いて、そこに越界管理の明文はないうえ、辺境は商埠と異なるので中国側が韓民を保護するのは当然だとしている。また、同地は中国の地方官が一切を管理しており、中国の領土であって決して閒曠ではないと反論している。またこれまでの李範允の兵丁の編成、収税などの行為に抗議した上で、韓国側が指摘する中国官員による韓民虐待も李の「一面之詞」であるとして、中国側では法外な虐待はないと答えている（『旧韓国』第 9 巻, pp. 639-640）。許台身は韓国側が越江の理由とするものを全て否定し、その口実を奪おうとしたのであった。さらに陸路章程の議定と派員勘界を待つべきだとした。

中国側の抗議にも関わらず、韓国では李範允に対する訓令が下され、彼は視察使から転じて間島管理使となった（『朝鮮統治史料』第 1 巻, p. 534 によれば、李が辞令を受け取ったのは 1903 年陰暦 10 月 8 日のことであった）。許台身は、韓国が間島進出の意志を抱いてすでに久しく、こちらが徒に筆舌をたのんで争っても恐らくは力を得ないと考えていた（『中日韓』p. 5692）。彼は防御を固めつつ、陸路章程を締結し、国境を画定することが重要であると考えていた。

一方、吉林將軍長順は勘界だけでは辺境での事件を終息させることは不十分であると考えていた。長順は、韓国が「越江設官」を目論んでいるのは、咸鏡北道の地が痩せているのに対し、越墾韓民の毎年の収穫が豊富なので、その利益を得るため保護を名目にしたもので、元より境界の有無など気にかけてはいないとする。そうであるからこそ、韓国側は境界の画定を急がず、先に保護官を設けようとしているのである。長順が両国の争いを終息させるために考えたのはやはり、図們江北岸に移住し、中国の政教に服し、薙髪した者を越墾者と定義し、他方、図們江南岸に居住して図們江を行き来し、時には韓国官吏の兵士ともなっている者を越寓者として明確に区別する方法であった。万国公法によれば一人の人間は一国の国籍にしか属することはできないはずである。薙髪易服した越墾者はすでに中国の民となっており、韓国の旧国籍には属していないとする。韓国による保護官設置の名目を奪うため、一度薙髪したのに再び蓄髪した者をそのままにしておくことはできないのであった。先に見たように、こうした薙髪易服こそ、韓国政府が虐待と見なして保護官設置の必要性の根拠としたものであった。しかし長順は近年の図們江北岸における民政の整備について述べ、治理に適任者がいれば「安内攘外」でき、数年後には成果があがるだろうと楽観的に見ていた（『中日韓』第 8 巻, pp. 5709-5710）。

また、国境問題に関しては丁亥勘界では茂山までの国境は画定されたという前提で、改めて会勘する部分は茂山以西の上流部分 280 里であるとする。丁亥勘界を継承する形で将来、改めて会勘を行えばよいとするのが長順の認識であった。またロシアの撤兵が完了しないのであれば図們江源流部分のある山中の境界については延期した方がよいとしている（『中日韓』第 8 巻，p. 5710）

しかし、長順が期待したような中国側統治の充実を待たず、1903 年秋から冬にかけて図們江および鴨緑江は韓兵の越境攻撃をたびたび受けるようになる。許台身が韓国外部に対して行った抗議によると、鴨緑江では陰暦 9 月初 4 日、臨江県長生保を 1000 名余りの韓兵が攻撃し、婦女を誘拐、老幼を殺害したという。さらに徐相懋が再び活動を始め、越墾韓民を管理するため「探地建署」しようとしていたとの報告もあった。さらに吉林延吉庁からの報告では、管内の崇化社などが襲撃を受け、誘拐や収穫物の略奪という事件が起こったが、これは韓官金正尉が数百名の兵民を率いて行ったものであることが判明したという。また、李範允が間島管理使として越墾韓民を管理していることについても条約違反だとして再び抗議を行っている。許台身は、越界したうえ略奪や殺傷事件を起こすのは匪賊の行いだとして、官弁兵捕が同様の行為をするのは非文明国のみがやることであり、また両国数百年の交誼から言ってもあるべきことではないと述べる。そのうえで、馬賊を防御する手段として、何人であろうと武器を用いて駆除し、もし逮捕を拒否するのであれば殺害してもこれを罪に問わない、と通告した（『旧韓国』第 9 巻，pp. 656-657）。両国の衝突はもはや免れないところまで来ていた。

中韓関係が極めて悪化した時期と同じくして、日露戦争が勃発した（1904 年 2 月）。中国側は国境地帯での不測の事態を警戒していたが、しかし、李範允、徐相懋らの活動はやまなかった。中国側は事態の安定を図る必要性を痛感した。そこで、中国側は 3 月 15 日、許台身を通じて、韓国側に光緒 13 年の丁亥勘界以降未決の部分を変更して確定する提案を行った。そうして国境を画定した後、陸路章程を定めて久遠の遵守を期するという。そして、国境画定が終わるまでは官弁兵捕の越界を厳禁にすべきであるとしている（『旧韓国』第 9 巻，pp. 670-672）。この提案の中で許は「図們鴨緑両江が天然の界限として由来久しい」と述べ、また丁亥勘界の未決部分は先に述べたように上流の茂山以西であると主張している。先に見た長順の認識と同様、中国としては図們江を国境として再確認することに主眼があったと思われる。

これまで中国側からの勘界の提起に関して積極的ではなかった韓国であったが、日露戦争という情勢の変化も影響したのであろうか、あるいはここにきて土門以南を韓国領土と確定させる好機と見なしたのか、この提案を受け入れ、両国は勘界の準備段階に入った。その結果、6 月 15 日、中国側は吉強軍統領胡殿甲および延吉庁知府陳作彦が、韓国側は鎮衛隊長金命喚および交界官兼警務官崔南隆・金炳若が代表となって「中韓辺界善後章程」が締結された。その第 1 条には「両国界址有白山碑記可証、仍俟両政府派員会勘、未勘以

前、循旧以間隔図們江一帶水各守汎地，均不得縦兵持械潜越滋衅」とある。すなわち定界碑を証拠として改めて会勘を行うこと、それまでは図們江を兩國の間隔とすることが示された。そもそも定界碑に記載された「東為鴨緑，西為土門」についての兩國の解釈の違いが乙酉勘界のきっかけとなったことを想起するなら，国境問題はその起点に戻ったかのように見える。中国側が改めての会勘を茂山以西に限定しようとしていたのに対し，韓国側が粘り強く交渉に当たったことが想像される。ついで第2条では李範允の越江行動の禁止が，第3条では李範允の間島管理が中国の批准を得ないものであり，中国はこれを認めず，韓国もこれを強制しない旨が明記された。その他，第7，9，11，12条には兩國の軍事的な衝突を回避することを目的とした条文が盛り込まれた（『中日韓』第9巻，pp. 5952-5953）。

この章程の締結によって，韓国側はようやく中国側が幾度も要求していた李範允の召還に応じた。しかし，この召還命令に反して李範允は間島に残留し，日韓併合後もロシア領に移り，義兵将として日本に対抗した（秋月，2002，p. 143，シュミット，2007，p. 294の訳注9参照）。

善後章程によって勘界交渉が改めて行われることが決められたが，これは日露戦争という情勢もあり，時局が安定するまで延期されることになった。実は，これについてはまず日本から中国に要請があり，中国から韓国に通知されることになった（『旧韓国』第9巻，p. 695）。ここにおいて，1901年以来，中国を悩ませ続けた中韓の国境地帯における種々の問題はひとまずの終息を見ることになった。

さて，興味深いのはこの善後章程が締結されるのとほぼ同時期の韓国から中国側への照会に見られる領土に関する主張である。5月31日には韓国が鴨緑江下流の龍川付近の黄草坪で中国人が盗伐していることに抗議し，互いに官員を派遣すれば韓国領土であることは明らかであるとして，主導的に会勘を提案している（『旧韓国』第9巻，p. 689）。また6月1日には中国が行っていた防穀令の解除を要請しているが，ここでは「この間島は元来我が領土であり，咸北居民の便に任せて粟を移送するのはすでに慣例となっており，貴国官弁の関わることはありません」と領土や主権に関する主張も盛り込んでいる（『旧韓国』第9巻，p. 691）。間島における新たな勘界交渉が現実化しつつあった中で，韓国の領土的主張も積極的なものに変化していた。そして龍川の事例でもわかるように，それは図們江対岸に限ったことではなかったのである。

おわりに

ここまで丁亥勘界以後，間島をめぐる中韓両国間でどのような交渉が展開されたのかを見てきた。日清戦争後，独立と近代化が目指される中で韓国では間島に対して強い関心が持たれるようになった。韓国側はやはり土門江は図們江とは別流であるとする見解を捨てることはなく，むしろそれは強化されていった。ただ，中国に対する交渉においてそれ

が当初から直接的に表明されたわけではなかった。

それよりも韓国側が当初重視したのは韓民をいかに保護するか、という問題であった。これは単に領土獲得のための口実だったというわけではなく、韓民保護の問題も領土問題とはある程度独立して存在していたのである。それは、現地から保護官や領事の派遣を望む声があったことから見てとれる。また領土問題と保護問題が別個に存在していたからこそ、従来国境問題が提起されていなかった鴨緑江対岸にも徐相懋が派遣されたのであり、韓国が国境と認識していた土門江の以北も李範允が視察使・管理使として管轄すべき地域に含まれていたのである。

韓国の進出に対して中国は清韓条約第 12 款の「以後如有潜越過江，彼此禁止，以免滋生事端」に基づいて抗議し、陸路章程の議定と国境の画定のための交渉を求めたが、それは日露戦争という危急の事態が勃発するまで聞き入れられることはなかった。逆に韓国は同じく第 12 款の「辺民已經越墾者，聽其安業，俾保性命財產」が守られていないことを官員の派遣と彼らによる越墾韓民の保護の根拠としており、中国との認識の隔たりを見せている。

他方、中国側は越墾韓民を薙髮易服させ、これを「帰化」したものと見なしていた。当時、中国ではいまだ国籍法が制定されていなかったため、越墾韓民が冠服を易えることをもって、「我が政教に服」したものとしたのである。これは夷狄であろうと、教化によって中国の文化様式を受け入れれば中国の民となるという伝統的な天下観に基づいているが、それを「一人の人間は一つの国籍にしか所属できない」という公法の概念に接合することも可能であった。

ただし、韓国側から見ればそれこそが中国による「虐待」にほかならなかった。中国側の説明にも関わらず、韓国は中国による薙髮易服を強制的な同化政策とみなしたのであり、ますます韓国官員による保護の必要性を認識するようになった。韓国の進出が活発になると今度は中国側が韓国による韓民保護の名分を奪うために韓民の「帰化」を徹底させることになった。このように韓国の韓民「保護」のための進出が中国から見れば「侵略」となり、中国が行う「帰化」政策が韓国にとっては韓民「虐待」と映るという悪循環によって、両国の衝突は避けがたいものとなっていった。

越墾韓民の薙髮易服は果たして自発的なものだったのか、それとも強制的なものだったのか、その実態を解明することは難しく、これは今後の課題としたい。ただ越墾韓民も一枚岩的な存在ではなく、薙髮易服し、中国の統治を受け入れたうえで韓民の地位向上を目指したグループと、中国の支配を否定し、韓国本国からの保護を期待したグループとに分化していったものと考えられる。

このように 20 世紀初頭における中韓の間島を巡る角逐は単なる領土権争いというだけでなく、居住する韓民保護の問題と絡みあっていたため複雑化したのであった。こうした民族問題としての要素は、日本が韓国の外交権を奪い、間島問題交渉に乗り出した後も大

きな影響を与えることになるのだが、それは稿を改めて論じることにしたい。

(てらさか せいき・神戸大学大学院)

【参考文献】

〈史料〉

金正柱編（1970），『朝鮮統治史料』第1巻（間島問題），韓国史料研究所

高麗大学亜細亜問題研究所・旧韓国外交文書編纂委員会編（1971），『旧韓国外交文書』第9巻（清案
2）

中央研究院近代史研究所編（1972），『清季中日韓関係史料』第8巻，第9巻

〈新聞〉

韓国文化刊行会（1984），『皇城新聞』（影印版）全21巻，景仁文化社

〈著書〉

姜龍範（2000），『近代中朝日三国対間島朝鮮人的政策研究』黒竜江朝鮮民族出版社

呉祿貞（1908），『延吉辺務報告』（沈雲龍編，1969年，『近代中国史料叢刊』317）

篠田治策（1938），『白頭山定界碑』楽浪書店

シュミット，アンドレ（2007），『帝国のはざままで 朝鮮近代とナショナリズム』名古屋大学出版会

李盛煥（1991），『近代東アジアの政治力学 間島をめぐる日中朝関係の史的展開』錦正社

〈論文〉

秋月望（1989），「朝中勘界交渉の発端と展開—朝鮮側の理念と論理」『朝鮮学報』第132号，朝鮮学
会

秋月望（2002），「朝清境界問題に見られる朝鮮の「領域観」」『朝鮮史研究会論文集』第40号，朝鮮
史研究会

田川孝三（1981），「光緒初年朝鮮越境流民問題」『市古先生退官記念論叢 論集近代中国研究』山川出
版社

谷川雄一郎（2000），「『間島協約』締結過程の再検討」『文学研究論集（文学・史学・地理学）』第14
号，明治大学大学院文学研究科

野村乙二郎（1973），「明治末期清韓国境劃定交渉の一考察—いわゆる間島問題に関する序論」『政治
経済史学』第85号，政治経済史学会

林正和（1960），「間島問題に関する日清交渉の経緯」『駿台史学』第10号，明治大学

〈インターネット〉

「朝鮮王朝実録」（国史編纂委員会），<http://sillok.history.go.kr/main/main.jsp>